

1-5 国際社会の成り立ち <標準編>

主権国家の 歴史的背景

主権国家からなる国際社会が誕生したのは、1648年に三十年戦争が終わり、**ウェストファリア条約**が結ばれたとき以後である。この条約の中でヨーロッパでは複数の主権国家が等しく存在することが確認された。このしくみは、西欧列強が各地を植民地化したり、交易していく過程で世界に拡大された。植民地は、特に第二次世界大戦後に、ナショナリズムの高揚とともに相次いで独立を果たし、主権国家として国際社会の構成員となった。現在ある主権国家の半数以上が戦後の独立国である。

国際法の歴 史的背景

オランダの**グロティウス**は「国際法の父」と呼ばれる。三十年戦争の惨禍を見たグロティウスは、『**戦争と平和の法**』を著し、国家間の関係にも自然法（人間の本性に根ざした法）を適用して、理性にもとづいた秩序を築くことを提唱したのである。

国際法の起源は西欧にある。そのため国際法は、「公海自由の原則」や「無主地の先占」など、西欧諸国が各地を植民地化していくうえで有利にできていた面もある。しかし第二次世界大戦後、植民地が次々と独立し、多国間条約締結の中心となった国際連合への加盟が実現すると、こうした国々を中心に「植民地独立付与宣言」や「天然資源に対する恒久主権」の決議などが採択されて、植民地に不利な面は是正されてきた。

国際法の歴史をたどると、初期には、戦争を認め、戦争を開始・終結させる手続きなどについて研究された時期もある。そのためにかつては戦時国際法と平時国際法という分け方がなされた【①】。その後、毒ガスなどの非人道的な兵器の使用を禁止する規則が考えられ、施行された。さらに二度にわたる世界戦争をへた今日では、戦争それ自体が違法な行為として禁止されている（戦争の違法化）。**国際連合憲章【②】**はその代表例である。

外交のしく み

各国の日常的な外交活動は、**外交官**によっておこなわれている。外交官は、政府を代表する外交使節である**大使**・公使と、自国民保護やビザ（外国人に対する渡航許可証）発行などの領事事務にあたる**領事**・総領事とに大別され、それぞれ大使館（公使館）・領事館（総領事館）で執務する。大使館は外交関係をもつ国の首都に1つ置かれ、領事館（総領事館）は自国民が多数居住する都市などに必要に応じて置かれる。そのほか、国連へも大使が派遣さ

コメント [Tt1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 160

①戦時国際法では、戦争を始める際には宣戦布告が必要だった。満州事変は宣戦布告をしないまま始まったので、事実上は戦争だったが「事変」と呼ばれた。

②国際連合の最も基礎にある規約（条約）。

コメント [Tt2]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 161

れている。

外交使節団および外交官には**外交特権**が認められている。たとえば外国公館（大使館・領事館）の敷地は**治外法権**である（つまり所在地国の主権が及ばない）。外国への亡命を望む人々が自国にある外国公館に駆け込むことがあるのもそのためである。また外交官は**不逮捕特権**をもち、任地国による**課税が免除**される。

条約締結のしくみ

条約は複数の国家間の約束であり、関係する国家数によって二国間条約と多国間条約に大別できる。

二国間条約は、政府間の交渉において条約案を作成し、それをそれぞれの国内で議会の**承認**を得、そののち「**批准書**」を交換することによって成立する。

いっぽう多国間条約は、新しい条約が必要と考える国々の代表者が集まって協議を重ねることから始まる。条約の内容が確定することを**採択**といい、協議に参加した国々の政府代表者は、条約案が採択されたことを確認するために**署名**をおこない、条約案を自国に持ち帰る。次にその条約案がそれぞれの国内で議会の**承認**を得る。議会の承認を得た国の政府は、「**批准書**」を作成して、国際機関（または条約案を管理している事務局国）に提出する。この時点で正式に条約の加盟国となる。そして通常、あらかじめ条約案に定められている数の国が批准したときに、条約は国際法として効力を発するようになる。

条約の中には様々の条項が定められる。例えば「**最恵国待遇**」と呼ばれる条項が定められることがある。これは、ある二国間の条約（仮にA条約とする）において最恵国待遇が規定された場合、その後他国との間に結ばれた条約（仮にB条約とする）で、もしA条約よりも有利な内容が定められたときは、その有利な内容が自動的にA条約にも適用されるという約束である。それゆえ最恵国待遇を相互に定めた国家同士は、常に最も有利な条件を認め合っていることになるから、強く結びつくことになる。

条約には柱となることだけを定めておき、細目については別の文書に規定することもある。例えばかつて日米安全保障条約に基づいて日米政府間で合意された事項を規定していた「日米行政協定」がある。

多国間条約においては、条約に加盟する国をなるべく多く確保するために、合意形成が難しい事項を別の文書としておき選択的に加盟できるようにする場合もある。例えば国際人権規約は、A規約・B規約・B規約の第一**選択議定書**・同第二選択議定書の4つから構成される。